平成２４年（フ）第１２６３号
札幌市厚別区厚別中央５条２丁目４番30―305号
債務者　楠田由紀子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２９３号
札幌市北区麻生町３丁目８番11号　栄和ビル403号、住民票上の住所札幌市西区発寒６条８丁目６番１―401号
債務者　小林　明枝
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３００号
札幌市厚別区厚別西３条５丁目４番１号
債務者　吉村ひで子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３１０号
札幌市東区北11条東13丁目１番14号　クルーズハウスＢ棟10号
債務者　高松　正幸
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３２４号
札幌市西区西野７条７丁目８番32号　かどやビル３階
債務者　柏木　　恵（旧姓大田）
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３７５号
札幌市豊平区月寒東４条７丁目４番10号　コーポラス幸希６号
債務者　吉田　真里
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９０号
北海道登別市千歳町１丁目19番地　千歳団地311
債務者　山本　文子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
山形県鶴岡市宝田２丁目１番64―４号
債務者　大佐賀　覚
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第３７号
山形県鶴岡市道田町６番３号、住民票上の住所山形県鶴岡市大山１丁目36番22号
債務者　佐藤美紀子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第３２号
山形県酒田市若竹町１丁目８番26号
債務者　松島　吉裕
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第４６号
福島県会津若松市表町１番51号　ハーモニーハウス202、前住所福島県郡山市希望ヶ丘20番８号　市営住宅２―５―14
債務者　河内　庸江
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
群馬県渋川市赤城町勝保沢54番地
債務者　岡村　勝衛
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第７７号
群馬県伊勢崎市連取町2350番地２
債務者　高橋　完治
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第７８号
群馬県伊勢崎市連取町2350番地２
債務者　高橋　都枝（旧姓小見・河内山）
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１３１号
群馬県前橋市若宮町４丁目21番４―102号　桃の木マンション
債務者　池田　庄治
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１５５号
群馬県前橋市三俣町２丁目14番地５
債務者　松島　和男
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１４４号
群馬県安中市原市2049番地４
債務者　佐藤　行代
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部